

確定拠出年金制度の概要

- 拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。加入者自らが運用指図を行う等自己責任に基づくもの。

【掛金の拠出】

- ・ 企業又は加入者は、拠出限度額の範囲内で、掛金を拠出。

【運用】

- ・ 加入者等が運用指図を行う。
- ・ 運用商品は、預貯金、公社債、投資信託、株式、信託、保険商品等。
- ・ 3つ以上の商品(元本確保型が1つ以上なければならない)を選択肢として提示するなどの基準。
- ・ 事業主等は加入者等に継続的に投資教育を行う努力義務。

【給付】

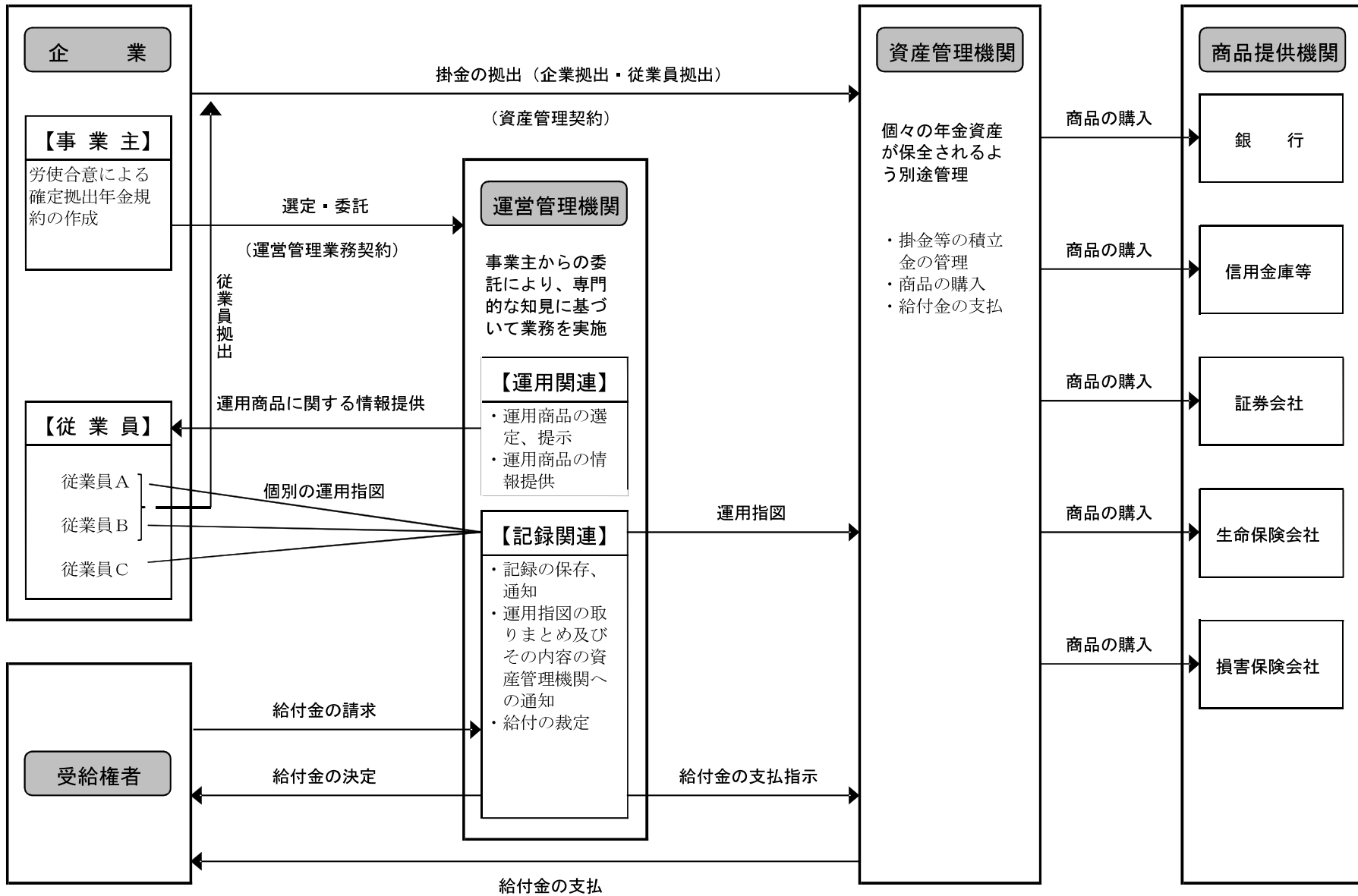
- ・ 老齢給付金、障害給付金、死亡一時金。
- ・ 老齢給付金、障害給付金は年金又は一時金として受給。
- ・ 個人別管理資産がなくなったときには給付が終了。

【その他】

- ・ 資産は拠出時から個々の加入者等に帰属するものとされており、各加入者等には、運営管理機関から年1回以上、資産額等の記録が通知。
- ・ 転職等の際には転職先の確定拠出年金(企業型)への資産移換が可能。
- ・ 事業主は、勤続年数が3年以上の者についてはその個人別管理資産を返還させることはできないものとなっている。

(参考1)

確定拠出年金制度（企業型）のイメージ図



(注) 運営管理機関は、資産管理機関又は商品提供機関を兼ねることが可能。また、企業が運営管理業務を行うことは可能。

（参考２）確定拠出年金に関する条文（企業型年金関係）

【確定拠出年金法】

（規約の承認）

第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 （略）

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九 （略）

十 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該企業型年金に係る事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主掛金に係る事業主に返還することを定めるときは、当該事業主に返還する資産の額（以下「返還資産額」という。）の算定方法に関する事項

十一・十二 （略）

（承認の基準等）

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一～四 （略）

五 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者（以下「企業型年金加入者等」という。）による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。

六 （略）

七 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年以上である場合又は企業型年金加入者が当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する場合について、その者の個人別管理資産が移換されるときは、そのすべてを移換するものとされていること。

八 （略）

2・3 （略）

（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金）

第十九条 事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2 事業主掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより算定した額とする。

3 企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができる。

4 企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更する。

（事業主の責務）

第二十二條 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五条第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

（運用の方法の選定及び提示）

第二十三條 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規約で定めるところに従って少なくとも三以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示する運用の方法（第二十五条第二項及び第二十六条において「提示運用方法」という。）のうちいずれか一以上のものは、元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならない。

一～六 （略）

2 （略）

（個人別管理資産額の通知）

第二十七條 企業型記録関連運営管理機関等は、毎年少なくとも一回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を当該企業型年金加入者等に通知しなければならない。

（給付の種類）

第二十八條 企業型年金の給付（以下この款及び第四十八條の二において「給付」という。）は、次のとおりとする。

- 一 老齢給付金
- 二 障害給付金
- 三 死亡一時金

（失権）

第三十六條 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- 一 受給権者が死亡したとき。
- 二 当該企業型年金の障害給付金の受給権者となったとき。
- 三 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

（失権）

第三十九條 障害給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- 一 受給権者が死亡したとき。
- 二 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなったとき。